## 岐阜県防犯優良マンション認定事業細目

(趣 旨)

第 1 条 この細目は、岐阜県防犯優良マンション認定事業規程(以下「規程」という。)の規 定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料)

- 第 2 条 規程第 11 条第 2 項及び、第 18 条第 2 項に規定する審査手数料は 1 申請につき、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。
  - 2 規程第14条第1項に規定する認定手数料は1申請につき、別表3のとおりとする。
  - 3 審査の結果、認定できない場合でも、審査手数料の返金はしないこととする。

附 則

この細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細目は、平成24年4月1日(公益財団法人設立登記の日)から施行する。

## 別表1 (第2条第1項に規定する審査手数料)

基準額	住宅延床面積	手数料額
<b>本</b> 十城	2,000 ㎡以下	120,000 円
加算額	基準額 1,000 ㎡を増す毎に 5,000 円を加えた額	

注) 1,000 ㎡未満は切り上げて計算するものとする。

消費税別途

## 別表2 (第18条第2項に規定する更新審査手数料)

手	数	料	額	60,000円

消費税別途

## 別表3 (第14条第1項に規定する認定手数料)

	1件につき	30,000 円	認定プレート1枚含む
--	-------	----------	------------

消費税別途